[論文]

欧州における負債・持分の区分の動向 On the Direction of Division between Liabilities and Equities in Europe

青木隆

〈目 次〉 Ι はじめに

Ⅱ PAAinEの見解

Ⅲ カムプマンおよびシュミットの見解

Ⅳ カムプマンの所説における資本区分

V むすび

I はじめに

周知の通り、貸借対照表の貸方における負債・持分の区分問題は、金融商品を中心に、アメリカ財務会計基準審議会(FASB)および国際会計基準審議会(IASB)による共同プロジェクトとして検討されている。その結果の一部として、一方でFASBは2007年11月に予備的見解を公表し、他方で IASBは2008年2月に IAS 第32号を改訂している。前者は、これまで残余として認識されていた持分を、いわゆる基本所有金融商品(basic ownership instruments)に対して積極的に認識する。後者は、従来通り持分を残余として認識しながら、特定の金融商品を例外的に持分に分類する。

これに対しては、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)の欧州における事前会計活動(PAAinE)が、討議資料である「負債と持分の区分」(Distinguishing between Liabilities and Equity)を公表し、国際財務報告基準(IFRS)による持分と負債の区別について分析している。また、PAAinEのワーキング・グループのメンバーでもあるカムプマン(Helga, Kampmann)およびシュミット(Martin, Schmidt)が、FASBおよびIASBの見解に対して共同研究の形で検討を加えている。さらに、カムプマンはFASBおよびIASBの見解を踏まえて、負債と持分の区分に限定しない、貸借対照表の貸方区分のあり方について独自に検討を加えている。

本稿では、上記の諸見解に対する検討を通じて、欧州に おける負債と持分の区分の動向について考察する。

II PAAinE の見解

1 資本1金融商品の概要とその特徴

EFRAG は、IASB が公式に提案する前の、会計基準 設定プロセスの初期段階で、IASB のアジェンダにおけ る重要な項目について議論するための組織である。また PAAinE は、IASB が策定した IFRS(IAS)を EU 域内に 適用すべきどうかを吟味し、欧州委員会に助言する役割を担っている。これによれば、貸借対照表の貸方は報告事業体の資産に対する請求権を構成すると解される。負債と持分の区分について、現在議論されている金融商品会計における、いわゆるハイブリッドな資本の請求権(hybrid capital claims)の意思決定有用性(decision-usefulness)が問題となる。ここでは、経験上の資本構造(empirical capital structure)が多次元的(multi-dimensional)であることを示唆している。資本金融商品(capital instruments)の特徴とそれに対する分類との関係を示したのが、以下の【図表1】である。

このうち、①から③はすべて、当該資本金融商品がその保有者に提供する継続的なリターンのタイプと関連する。ここでいう参加(participation)とは、当該金融商品の保有者の権利が、当該事業体の業績により増減されることを意味する²。これに対して固定支払(fixed payment)とは、当該金融商品に対する継続的な支払、すなわちサービシング・コスト(servicing cost)に対する保有者の請求権が無条件であることを意味する³。

④から⑥は、残余請求権を有するあらゆる金融商品の 保有者にとって、償還に対する請求権のタイプに基づく

【凶表1】	貸本金融商品の特徴とその分類
	关件·亚南加加*/ 的

特徴	分類	持分	負債
①継続的利益への参加		~	
②継続的損失への参加		~	
③当該金融商品に対する固定支払			~
④清算余剰への参加		~	
⑤払戻/償還に対する可変請求権		~	
⑥"非償還"を認める可能性		~	
⑦劣後性		~	
⑧固定の期間/満期			~
⑨参加権(一般的な会議)		~	
⑩支配/議決権		~	

出典:PAAinE, Distinguishing between Liabilities and Equity, パラグラフ 1.11。

¹⁾ ここでいう資本(capital)とは、いわゆる総資本を意味するものであり、自己資本(Eigenkapital)を示す持分(equity)とは区別している。以下、本稿において資本といった場合には総資本を指す。

²⁾ 後述するように、損失参加(loss participation) について、正確には損失吸収(loss absorption) と解すべきである。これによって、事業体が損失を被る場合、リスク資本はマイナスの成果により減少することで、それを負担しなければならないことがより鮮明となる (PAAinE, Discussion Paper, Distinguishing between Liabilities and Equity, パラグラフ 3.16)。

³⁾ PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 1.14-1.16。

区別および清算時におけるリターンのタイプに基づく区別である。これらは、意思決定に有用な情報を提供すると考えられる⁴。

⑦について、劣後(subordination)とは、他の請求権が履行された後に限って、当該請求権が履行されうることを意味する。劣後の概念は一方で、清算時において、請求権が履行される順序を決定する。他方で継続的な支払において、報告期間の成果に対する請求権の分配順序を決定する。継続的な損益において参加する金融商品の請求権は、すべての固定される請求権、すなわち固定されるサービシング・コストに劣後する®。

⑧について、一般的に負債がそれを有する一方で、持分はそれを有しない。資本金融商品の期間は、払戻が確実であるかまたは条件付であるかに関係なく、当該金融商品を再分類させる可能性がある。その結果、これは負債と持分の区分に関して本質的に十分でないとされる。つまり、期間における情報それ自体は意思決定に有用であっても、これに基づく分類は意思決定に有用でないと解される®。

⑨および⑩については、特定の負債金融商品に属する 場合があるとともに、一時的な性質となりうるⁿ。

2 IASBの見解における問題点

IASBの概念フレームワークおよび IAS 第32号は、持分または持分金融商品に関連して、事業体の純資産における残余持分に言及している。しかし、当該残余持分の性質は不明確である。さらに、現在の義務の有無が負債

と持分の区分の要素である理由について言及されていない。これらについては、以下のような問題点を有すると 指摘されている。

第1に、株式会社以外の法形態における残余持分のタイプの金融商品は、普通株式と多くの特徴を共有する。しかし、このタイプの金融商品はその多くが自由に取引できない。これは、欧州における多くのパートナーシップおよび協同組合に対するケースである。発行者に金融商品を売り戻す権利は、その事業体の側に義務を生じるために、この一部を金融負債の定義から除外しているIAS 第32号と矛盾する。この場合において、プットの権利行使は、残余でない持分金融商品がすべて払戻される前に、残余持分金融商品の保有者に対する現金の流出をもたらす。したがって、株式会社以外の法形態における残余金融商品の保有者の資本は、一般的に持分への分類を特徴づけないと解される®。

第2に、事業体の資産に対する請求権は、当該金融商品の保有者によって個別的に履行されうるものと集合的にのみまたは清算時にのみ履行されうるものに区別される。前者が請求権とみなされるのに対して、後者は請求権とみなされない。問題は、この区別に基づく負債と持分の区分が適切か否かである。IAS 第32号による負債と持分の現在の区分は、本質的に偶発債務または現在の義務を生じさせる、個別的に権利行使されうる請求権と集合的にのみ権利行使されうる請求権との区別に基づいている。しかし、例えば同族会社のように、個別的な請求権と集合的な請求権の区別が、実質優先主義の観点か

⁴⁾ PAAinE, 前掲資料注2, パラグラフ1.17-1.20。

⁵⁾ PAAinE, 前掲資料注 2 , パラグラフ 1.24-1.25。

⁶⁾ PAAinE, 前掲資料注2, パラグラフ1.21-1.23。

⁷⁾ 例えば、事業体がその事業戦略を変更する場合に、その債権者に即時の払戻を要求する権利を与える債務契約のケースや、多額の資本不足に陥っている事業体にローンを設定した銀行に議決権を与えるケースなどがこれに該当する。議決権は一時的な性質となりうるとともに、以下の理由から負債と持分の区分において捨象されると解される(PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ1.27-1.30)。

[・]当該事業体が配当を支払うのか否か、支払うならばいくらの金額が支払われるかを、株主が年次株主総会において決定する場合もあれば、経営者側の任意となる場合もある。

[・]株主は回収部分またはすべての留保利益に対する議決権を有する場合もあれば、それを有しない場合もある。

[・]株主は当該事業体の将来の戦略およびビジネスモデルに対して議決権を行使する場合もあれば、その株主の議決権はそれらの意思決定を含まない場合もある。

⁸⁾ PAAinE, 前掲資料注2,パラグラフ2.18-2.20,4.16。さらに、市場構造がなければ、株式会社以外の法形態の事業体における投資者は、その投資意思決定を覆すことを認める、法律による償還権を有する場合がある。その場合、当該事業体は現在の義務アプローチによりあらゆる持分を表示できなくなる可能性がある(PAAinE, 前掲資料注2,パラグラフA.3)。

⁹⁾ PAAinE, 前掲資料注2, パラグラフ 4.20。IAS 第32号は金融商品のみに焦点をあてる。つまり、他の残余持分(例えば留保利益を含む積立金)を扱わない。これについて、留保利益が株式資本金のように主たる金融商品に属する見解をとる場合がある。

ら恣意性を有する場合があると考えられる10。

第3に、現金またはその他の金融資産を引渡す契約上の義務の確定しない金融商品が、その諸条件を通じて間接的に義務を確定する場合がある。いわゆる経済的強制 (economic compulsion)のケースがこれに該当する。IAS 第32号において、契約上の義務のみを金融負債の構成要素とするならば、契約上の義務の存在という基準は確固たる基準であると解される。これに対して、契約上の義務に加えて経済的強制も金融負債の構成要素とするならば、それは確固たる基準ではないと解される¹¹。

第4に、IAS 第32号において売付可能な金融商品(puttable instruments)は、たとえそのプットの権利行使または発行事業体の経済的便益の流出の蓋然性が非常に低くても、負債として分類される。これに対して IASB の概念フレームワークは、条件付義務が負債を構成するためには、それが確実に資源の流出をもたらさなければならないことを要求するため、両者の考え方が一致しないと解される¹²⁾。

第5に、自己持分金融商品の発行義務は、負債として 分類される場合と持分として分類される場合がある。し かし、自己持分金融商品を引渡すデリバティブはその諸 条件に関係なく、IASBの概念フレームワークにおいて 負債の定義を満たすべきではないと考えられる。たとえ 当該事業体が特定の手段における行動を義務付けられる としても、問題は、自己持分金融商品の発行義務が当該 事業体の将来の経済的便益を喪失するか否かである。こ れに対しては、後述するように、財務諸表の表示に関する事業体の視点(entity view)と所有主の視点(proprietary view)について考察する必要がある¹³⁾。

3 損失吸収アプローチ

(1) 概要

IASBの概念フレームワークは、財務諸表の目的を幅広い利用者に対する情報提供としている¹⁴。これら利用者のうち、報告事業体に資本を提供する3つのグループがある。すなわち、投資者(investors)、与信者(lenders)および供給者・その他の仕入先(suppliers and other trade creditors)である。投資者は当該事業体におけるリスク資本提供者(providers of risk capital) ¹⁵⁾であり、最も包括的な情報要求を有すると解される。これに対して後の2つのグループは債権者である。IASBは、投資者の情報要求について当該投資に対するリスクおよびリターンが重要である旨を述べている¹⁶⁾。

リスク資本は損失(loss)により、提供される資本に対する請求権が自動的に減じられるため、損失を吸収すると解される。つまり、リスク資本は損失吸収資本(loss absorption capital)である。したがって、損失吸収資本は非リスク資本の請求権者を保護するバッファー(buffer)またはクッションとして役立つのであり、損失における参加がリスク資本を区別する決定的な要素であると解される¹⁷。これについて、当該資本は持分として表示されるとともに、損失吸収資本に対する請求権の定義を満た

- 10) PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 2.24-2.27。
- 11) PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 2.28-2.30。
- 12) PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 2.31-2.32。
- 13) PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 2.35-2.36。
- 14) IASB Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, パラグラフ 9。
- 15) IASB はリスク資本におけるリスクを、期待される将来のリターンとのマイナスおよびプラスの偏差を含むとする包括的な概念と、マイナス偏差のみを含む狭義の概念の両者で用いている。後者におけるプラスの偏差が便益(benefit)である(PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 3.8-3.9)。これらに対して、PAAinE はリスク資本の提供に対するリスクを、発行事業体の業績の不利な変動による投資期間にわたる損失への参加およびリターンの変動の可能性を含むものとしている(PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 3.10)。
- 16) PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 3.1-3.4。投資者は企業に対するリスクを伴う資本の提供者であることから、投資者のニーズを満たす財務諸表を提供することによって、その他の利用者の大部分のニーズも満足させることになる (IASB Fromework、前掲資料注14、パラグラフ 10)。
- 17) PAAinE, 前掲資料注2, パラグラフ3.14。また、投資者の請求権それ自体とその請求権の公正価値とを区別することが重要である。つまり、非リスク資本の提供者の請求権は固定化または下限が設定され、そのため当該金融商品の諸条件において一定の額未満とならない。それにもかかわらず、当該請求権の公正価値の減少は当該請求権それ自体における減少によって反映されず、

もし株式資本金が持分に分類されたならば、それは積立金である。しかし、そのような視点を用いることは個々の請求権と集合的な請求権とを混同させる。なぜならば、多くのケースにおいてその積立金が個々に権利を要求できないからである(PAAinE,前掲資料注 2,パラグラフ A.5)。

さない、当該事業体の資本に対するあらゆる請求権は負債として分類される。この情報は、当該事業体の信用度の質を評価する債権者にとって、意思決定に有用である¹⁸。

損失吸収資本は継続的な損失に参加するとともに、固定リターンを有するあらゆる資本に劣後するため、当該事業体の利益に対する残余請求権と解される。リスク資本の払戻または償還において、当該事業体は残余と同等な資源を喪失することを義務付けられるだけであり、また、リスク資本に属する請求権は清算時の残余請求権でもあると解される¹⁹。これにより、損失吸収アプローチは、事業体の視点から、損失を吸収するのに利用可能な資本はリスク資本として考えられ、持分として表示される。この場合、契約上の金融商品にその範囲を限定しないのが特徴である。

(2) 損失吸収アプローチにおける損失の意味

損失吸収資本を持分に分類する、この損失吸収アプロ ーチの適用に際して、損失に関する2つの考え方が示さ れている。1つは、損失を事業体の価値のあらゆる減少、 つまり経済的な損失(economic loss)とする定義の考え方 である。これによれば、事業体の価値は将来キャッシ ュ・フローを発生させる当該事業体の能力によって決定 される。しかし、この考え方は次の2つが問題であると 指摘されている。つまり、(a)当該事業体に対するある時 点の価値または区間の価値に達するために、割引キャッ シュ・フロー計算を使用することと、損失が発生してい るか否かを確定させるために、二時点間の割引キャッシ ュ・フローの変動に参照することとの間に差異が存在す る。また、(b)事業体の価値はその諸勘定に影響されるこ となく、ひとたび正確な変動額がその諸勘定におけるリ スク資本の減少の記録に必要とされるならば、それは問題 である20)。

もう1つは、損失を会計上の損失(accounting loss)、

すなわち所定の一連の会計諸原則により決定される、期間に対する正味マイナスの業績とする、狭義の考え方である。しかし、現在の IASB の概念フレームワークにおいて、いわゆる資産・負債アプローチにより損益が認識される。したがって、資本が損失を吸収するか否かを決定するためには、損失を吸収しない資本の総額をすでに認識しておく必要があるという、いわば循環性(circularity)の問題が生じる。それゆえ会計上の損失は、条件付のサービング・コストおよび提供される資本に対する税の影響とその再測定以前の所定の報告期間に対する正味マイナスの包括利益(comprehensive income)と定義される²¹⁰。

(3) 損失吸収の条件

損失吸収の本質的な性質は、当該金融商品が決済されるまで変動しないため、基本的に再分類されないと考えられる。つまり、金融商品が全期間にわたって損失吸収する限り、有期限の当該金融商品に対する持分分類を妨げないと解される。ただし、金融商品における損失吸収の特徴が変更されうるような諸条件が付されている場合に、当該金融商品はそれに応じて再分類されるべきであるとも解される。例えば、転換社債における転換オプション、または金融商品に対して一定の額を上回る損失の当該超過額を吸収するような条件を付した場合が考えられる。そのうち後者において、PAAinE は以下の例を用いて検討している²²。

- ① 当初から固定額に至るまで損失を吸収する金融商品
- ② 固定額を上回る損失を吸収する金融商品
- ③ 変動額を上回る損失を吸収する(資本の別のクラスが消滅された後の損失吸収)金融商品

上記の金融商品のうち、タイプ①の金融商品が、その 諸条件において定義されている範囲に至るまで、損失吸 収として分類されると解される。タイプ②および③の金

この点においても、損失への参加が他のすべてのタイプの契約からリスク資本を区別する決定的な要素であると解される (PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 3.15)。

¹⁸⁾ PAAinE, 前掲資料注2,パラグラフ3.17。ただし、清算時における当該事業体の純資産がマイナスであるか、もしくは当該事業体が財務的に困窮し、当該事業体の資産に対する請求権が必ずしも履行されるとは限らない場合、すべての請求権が損失吸収となりうる。その一方で資本は、含まれる信用リスクが存在するという意味において、必ずしもリスク資本として定義されるとは限らない。したがって、リスクに晒されている資本とこのペーパーで定義されているものとしてのリスク、つまり損失吸収資本とは根本的に異なると解される(PAAinE, 前掲資料注2,パラグラフ4.17)。

¹⁹⁾ PAAinE, 前掲資料注2,パラグラフ3.18-3.21。

²⁰⁾ PAAinE, 前掲資料注2,パラグラフ4.1-4.3。

²¹⁾ PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 4.4-4.7。

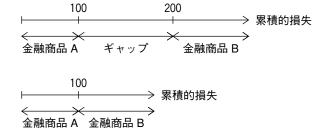
²²⁾ PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 4.23-4.28。

融商品は、当該事業体において十分な損失吸収資本が存 在するか否かによって、その分類が異なると解される。 ここでは、100までのすべての損失を吸収する資本金融 商品(金融商品 A) および200を超える損失の当該超過 額を吸収する資本金融商品 (金融商品 B) を有する事業 体を想定している。金融商品 A は、100の損失が負担さ れた後には請求権がゼロにまで減額されている。さらな る損失を負担するのであれば、当該事業体は負債に対し て債務不履行(default)となる。これに対して、金融商品 B の諸条件が100を超える損失の当該超過額を吸収する ことになれば、上記のような債務不履行の事態を回避す ることができる。金融商品Aは、両者のケースともに損 失吸収能力を有し、損失吸収に対応する部分が損失吸収 資本として持分に分類される。金融商品Bは前者のケー スにおいて、100を超える損失を吸収する前に債務不履 行となるため負債として分類される。これに対して、金 融商品 B は、後者のケースにおいて、100を超える損失 を吸収するため金融商品 A と同じ損失吸収能力を有し、 同様に分類される。これを示したのが次の【図表2】で ある23)。

これは、金融商品において損失を吸収する要素を含んでいても、その領域が連続していない場合、結果として損失を吸収せずに負債として分類されうることを示している。損失吸収の領域が連続するためには、以下の要件を満たすべきであるとされる²⁴。

・自動的にあらゆるギャップをカバーするその他の損失

【図表2】金融商品における損失吸収の範囲の相違



出典:PAAinE, Distinguishing between Liabilities and Equity, パラグラフ 4.29_\circ

吸収資本(上記のタイプ③の金融商品)が存在する場合。 ・報告時に、当該事業体の資本構造を考慮に入れてギャップをカバーする、その他の損失吸収資本(上記のタイプ②の金融商品)が存在する場合。

4 事業体の視点と所有主の視点

財務諸表の表示は、2つの基本的な視点により決定されうる。1つは事業体の視点、もう1つは所有主の視点または投資者の視点(investor view)である。これらが重要性を有する局面の1つとして、負債と持分の区分がある。

自己持分金融商品を発行する事業体の義務に対する分類を例にすれば、前者の視点からは当該義務は負債と解することはできない。たとえ当該事業体が特定の手段における行動を義務付けられるとしても、その義務によって当該事業体は将来の経済的便益を喪失しない。また、当該金融商品の発行による、いわゆる希薄化効果(dilutive effect)は、現在の所有者の財政状態に対するものである。これに対して、後者の視点からは、事業体の財務諸表は現在の所有者の財政状態を示すものであり、その義務は現在の所有者が、当該事業体を通じて資源を喪失する。これにより、その義務は負債を構成すると解される。現在の IASB の概念フレームワークは、財務諸表の表示に関して事業体の視点または所有主の視点について明言していない²⁵⁾。PAAinE は、それらについて以下のように述べている。

事業体の視点により、受領された資本の特徴に基づいて持分から負債を区別することは、資本の源泉による区別よりも意思決定に有用な情報を提供すると解される。IASBの概念フレームワークにおける、さまざまな利用者グループとしての所有者および債権者の定義は、提供される資本のタイプに基づく。つまり、資本が特定の特徴にあずかるのであれば、当該資本はリスク資本と考えられ、その資本の提供者はIASBの概念フレームワークにおける所有者の定義を満たす²⁶⁾。

所有主の視点は、資本の特定の特徴に基づく区別と明

²³⁾ PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 4.29。

²⁴⁾ PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 4.30。

²⁵⁾ PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 1.41-1.42。

²⁶⁾ PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 3.24-3.26。ただし、事業体の視点を採用する意思決定は、その視点が所有主の視点よりも常に意思決定に有用な情報を提供すると解釈すべきではないとしている。

らかに矛盾していると解される。所有主の視点は、当該 事業体の所有者への財務業績の報告が意図されているため、あらゆる持分の定義は、所有者としての立場において、その所有者により提供される資本に必然的に関連する。この資本は、特定の特徴の組み合わせが明らかになる場合もあるが、しかし、全く同じ組み合わせを性格とするその他の資本は、常に負債として分類される²⁷。さらに、所有主の視点を前提とすると、公正価値で売付可能な金融商品は、投資者の財政状態が別の投資者の持分金融商品の償還時に増減しないため、事業体にとって義務とならない。

このような両者の視点を IAS 第32号における負債・持分の区分を示すと次の[図表3]の通りである。

この所有主の視点における矛盾に対する1つの可能性は、いわゆる階層アプローチ(layered approach)を適用することであると解される。例えば、基準A(損失吸収)および基準B(所有者)を前提とすれば、その両者を満たす資本のみが持分として分類される。所有者または非所有者により提供されるかどうかにかかわらず、損失吸収でない他のすべての資本は負債として分類される。これは、損失吸収アプローチに基づく事業体の視点と所有主の視点との統合とも解される。つまり、損失吸収資本の総額は識別可能であるが、所有主の視点に一致する追

加的な情報は、これらを示したのが次の【図表3】である²⁸。

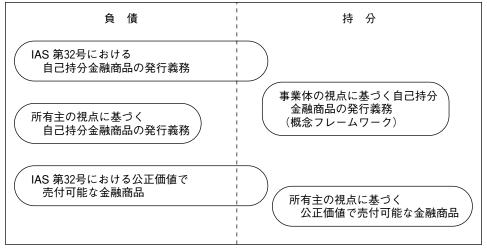
5 PAAinE の見解の特徴

以上、PAAinE の見解における特徴をまとめると以下 の通りである。

第1に、資本金融商品に関してその特徴は多岐にわたり、それぞれ負債として分類される要素と持分として分類される要素がある。そこでは、償還請求権および清算時におけるリターンのそれぞれのタイプに基づく区別が、意思決定に有用であると解される。

第2に、現在の IASB の概念フレームワークおよび IAS 第32号において、特定の金融商品の分類が両者で異なる点が指摘されている。自己持分金融商品の発行義務、売付可能金融商品の一部がそうであり、いわゆる経済的強制のケースなどでも考えられる。IAS 第32号における負債と持分の区分に対する説明として、契約上の義務のみでは論理的に首尾一貫しない場合がある。

第3に、IASBの概念フレームワークと IAS 第32号が 矛盾する問題に対して、損失吸収アプローチが提起され ている。これは、事業体の視点から損失を吸収するのに 利用可能な資本はリスク資本として考えられ、持分とし て表示されることを意味する。この場合の損失は、いわ



【図表 3 】事業体および所有主の視点を IAS 第32号における特定の金融商品の分類

出典: PAAinE, Distinguishing between Liabilities and Equity, パラグラフ 3.22-3.32 に基づいて筆者作成。

²⁷⁾ PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 3.29。

²⁸⁾ PAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 3.30-3.31。これに関しては、資本の他の源泉を考慮に入れるために、表示目的から負債の下位分類が考えられる。

【図表4】階層アプローチによる負債・持分の区分



出典: PAAinE, Distinguishing between Liabilities and Equity, パラグラフ 3.30-3.31 をもとに筆者作成。

ゆる会計上の損失を指すとともに、負債・持分の区分に おける損失吸収アプローチは契約上の金融商品に限定さ れるものではない。

第4に損失吸収資本に属する請求権は、当該事業体の清算時、資本金融商品の償還時および継続的な利払いに関する残余請求権である。その請求権は、当該事業体が損失を負担する場合に減少するとともに、当該事業体は損失を吸収する請求権に対して不履行不能である。また、当該請求権は、ゼロまで減少されうるため、損失吸収資本はすべての債権者にとってバッファーもしくはクッションとしての役割を担う。損失吸収資本に属する請求権は残余請求権であるため、それらの請求権を持分として分類することは、現在のIASBの概念フレームワークに含まれる残余としての持分の概念に一致する。しかし、それは同フレームワークの現在の負債の定義またはIAS第32号の考え方と完全に一致しない場合がある。

第5に、財務諸表の表示に関する事業体の視点および 所有主の視点について、IASB 概念フレームワークでは 明言していないため、損失吸収アプローチにおいて両者 をそれぞれ仮定している。事業体の視点によれば、提供 される資本の特徴が重要であると解される。これに対し て、所有主の視点によれば、提供される資本の源泉が重 要であると解される。したがって、後者では同じ特徴を 有していても、源泉によって分類が異なる可能性がある。 これに対して、PAAinE はいわゆる階層アプローチを提 起する。これはいわば事業体の視点および所有主の視点 の統合とも解され、提供される資本の特徴とその源泉と の間の問題解決を試みている。

Ⅲ カムプマンおよびシュミットの見解

金融商品における負債・持分の区分について、FASB の予備的見解および IAS 第32号は、その分類基準における考え方こそ異なるものの、貸借対照表の貸方二区分を所与とする点で共通していると解される。これらについて、カムプマンおよびシュミットは、FASB および IASB の現在の概念フレームワークに一致する、一連の諸基準により示されるアプローチの比較および評価について検討している²⁹⁰。

1 FASB・IASBの見解に対する評価の基本スタンス 彼女らは、財務諸表を通じた情報の意思決定有用性を 高める負債および持分の能力を、FASB および IASB の 見解に対する評価の出発点としている。しかし、この意思決定有用性は明確に定義された概念ではない。FASB および IASB の概念フレームワークにおいて、意思決定 有用性に対する要求のすべてを考慮する財務諸表は、事業体の現在の状況に関する公正な表示(fair presentation) または真実かつ公正な外観(true and fair view)を導くことが想定されている。しかし、US-GAAP も IFRS も上記で述べられた意味において、完全に諸原則に基づいているわけではない30。

ここでは質的特徴(qualitative characteristics)、すなわち理解可能性(understandability)、目的適合性(relevance)、信頼性/表現の忠実性(reliability/representational faithfulness)および比較可能性(comparability)のレベルにおいて議論されている。真実な経験上の資本構造は、貸借対照表によって描写または反映されるべきである。つまり、あらゆる貸借対照表の分類は、当該事業体の資産に対する請求権に関する、目的適合的な情報を正確に伝達する場合にのみ、忠実に表現していると考え

²⁹⁾ Kampmann, Helga and Schmidt, Martin, *Distinguishing between Equity and Liabilities-A View on FASB's and IASB's Approaches and an Introduction of the Loss Absorption Approach* (August 19, 2008). Available at SSRN: http://ssm.com/abstract=1238071、2ページ。 なお、カムプマンおよびシュミットは FASB の予備的見解における基本所有アプローチ (basic ownership approach) だけでなく、所有決済アプローチ (ownership-settlement approach) および再評価期待成果アプローチ (REO アプローチ) についても検討しているが、ここでは割愛する。

³⁰⁾ Kampmann and Schmidt, 前掲論文注29, 4-5ページ。

られる。経験上の資本構造は多次元的であるため、貸借 対照表の厳格な貸方二区分構造が、忠実な表現であるか 否かは不明確である³¹⁾。

したがって、さまざまなタイプの請求権を、伝統的な貸借対照表の貸方二区分構造に、いわば強制すること (forcing)によって、当該請求権に関する情報の一部が貸借対照表に提供されるにすぎない。つまり、真実な経験上の資本構造を忠実に表現する唯一の方法は、すべての性質における情報を提供することであると解される。しかし、FASB および IASB の見解は、伝統的な貸方二区分構造を維持する立場である。この二区分アプローチが、経験上の資本構造において制限された情報のみを伝達するのであれば、それ以外に目的適合的となる追加的な情報を提供できるか否かが問題となる320。

FASB および IASB の現在の概念フレームワークは、持分および負債の定義において類似している。しかし、持分金融商品を対象としたデリバティブ、とりわけ自己持分金融商品の発行義務は、両者の間で異なる分類結果をもたらす。これは、当該義務が概念フレームワークにおける負債の定義を満たすのか否かが問題となる。これは、財務諸表の表示を決定するため、いわゆる事業体の視点または所有主/投資者の視点と関係する³³。

2 FASB の予備的見解に関する検討

(1) 概念に関する検討

周知の通り、FASBにおける現在の概念フレームワークでは、負債を厳格に定義し、持分は資産から負債を控除した残余と定義している。これに対して、FASBの予備的見解における基本所有アプローチ(basic ownership approach)の基礎概念は、事業体の資産に対する残余請求権が当該事業体の持分金融商品または持分権であると解する。これについて、残余を持分の構成要素とする点で両者は一致する一方で、前者が残余を他の要素に依存して認識しているのに対して、後者が残余請求権を独立して認識している点で両者は異なる。しかし、一般的に残余とは、全体集合から部分集合を控除した補集合に相

当するものとされており、残余請求権を独立して認識する基本所有アプローチは論理的に矛盾すると解される。

また、基本所有金融商品の原則は清算時における最劣後性である。しかし、これは償還可能な(redeemable)基本所有金融商品の定義と一致しないと解される。カムプマンおよびシュミットは、以下の3つの額が異なって示される可能性があることに言及している。

- ① 金融商品の公正価値
- ② 事業体の公正価値の比例部分
- ③ 清算の際、保有者に権利が与えられる、発行者の 純資産部分

償還可能金融商品は、発行事業体が清算した場合に、 当該償還価額がその保有者の請求権と同額であれば、持 分として分類される。その金額は、当該金融商品の公正 価値に近似する。当該事業体の公正価値の比例部分で償 還可能な金融商品の保有者は、当該事業体の業績に完全 に参加している(fully participate in the entity's performance)と解される。また金融商品が、その公正価値で償 還可能とするように要求することは、一般に負債と考え られる広範囲の金融商品に適用されると解する。

これらは、すべてに対して明らかとなる負債・持分の 区分における、然るべき境界線が存在しないことが原因 として考えられる。このことは、資本構造に対する会計 の目的適合性および信頼性における考え方とは正反対で あると解される³⁰。

(2) 評価

基本所有アプローチに対して、カムプマンおよびシュミットは目的適合性、信頼性および比較可能性の観点から、その評価について検討している。

目的適合性に関しては、特定の請求権が基本所有金融商品の定義を満たし、その他の請求権は満たさないという事実以外の情報を、基本所有アプローチが提供するか否かが問題である。あらゆる資本提供者にとって適切な情報は、当該請求権を履行するのに利用可能な資産額であり、当該資本提供者の請求権に対して、優先または同じ順位となるその他の請求権の存在である。どの請求権

³¹⁾ 例えば、資本請求権に関する3つの基準のみが意思決定に有用であると考えられ、さらにそれら諸基準がそれぞれ厳密に2つの別個の価値を有するのみであると仮定すると、8通りの請求権を導出しうる(Kampmann and Schmidt, 前掲論文注29,5ページ。)。

³²⁾ Kampmann and Schmidt, 前掲論文注29, 5-6ページ。

³³⁾ Kampmann and Schmidt, 前掲論文注29, 6-7ページ。

³⁴⁾ Kampmann and Schmidt, 前掲論文注29, 9-12ページ。

が他の請求権に劣後するかという情報は、最劣後の請求 者にとって重要である。しかし、すべての請求権の金額 とそれぞれの順位における情報とを比較して、相対的に 目的適合的ではないと解される。

信頼性に関して、清算時にのみ請求権に焦点を当てることが十分であるか否かは不明確であると考えられる。その他の金融商品または契約が、事業体の業績の実質的な部分を取り込むことができるため、いわゆるストラクチュアリングの機会が生じる。さらに、一般的に負債と認められる多くの金融商品が、償還可能な基本金融商品として分類される可能性がある³⁵。

比較可能性に関して、最劣後のクラスの金融商品に焦点を当てることは、その他の金融商品の存在によって、同一の金融商品が異なって分類される可能性を示している。これは、比較可能性の観点から妥当でないとも解される。しかしその一方で、境界線における最後の人(the last person in line)に焦点を当てる、あらゆるアプローチにおける固有の性質であるとも解される30。

3 IAS 第32号の見解に関する検討

(1) 概念に関する検討

IAS 第32号は契約上、発行事業体に資源の喪失を義務付けない金融商品を持分に分類するのが原則である。これは、IASBの概念フレームワークと次の3点において異なっている。第1に、概念フレームワークがあらゆる種類の義務について、契約上または推定上適用可能であるのに対して、IAS 第32号は契約上の義務にのみ適用する。第2に、偶発事象は不確実な将来事象または保有者の権利がのいずれかに関連する可能性があるのに対して、契約上の義務は現在の義務だけでなく、あらゆる偶発債務も含む。第3に、経済的便益を含む資源を喪失することを義務付けられる事業体の比較可能性は、概念フレー

ムワークに反して適切ではない。これについてカムプマンおよびシュミットは、IAS 第32号の原則とは異なる2つの例外が存在すると指摘する³⁸⁾。

① 「固定対固定」のルール

IAS 第32号において、当該事業体が固定額の現金と引き換えに、固定数の自己持分金融商品の発行を義務付けられるならば、当該義務は持分として認識される。このルール(fixed-for-fixed rule)の論拠は、「固定額と同じ価値を有する、変動数の株式を授受する契約において、事業体の自己持分金融商品が通貨として用いられる場合に、持分金融商品として当該契約を会計処理するのは不適当である39|と部分的に示されている。

これに対して、彼女らは当該契約の保有者の財政状態が、固定される交換関係(exchange relation being fixed)により、持分金融商品の現在の保有者の財政状態と、いくらか類似していると解する。これについては、財務諸表の表示に関する事業体の視点と所有主の視点に関する問題が指摘される40。

② 売付可能金融商品の修正

IAS 第32号において、売付可能金融商品は原則として 負債の定義を満たすが、劣後性など所定の条件を満たせ ば、例外として持分に分類される。ここでは、売付可能残 余持分(puttable residual interests)の特徴を有する金融 商品が問題となる。その要件は以下の3点である。

- (a) 清算時に最劣後となる、つまり残余クラスとなる 金融商品に焦点を当てる。
- (b) 残余クラスにおけるすべての金融商品は同じ条件 を有する。
- (c) 保有者のプットの権利のほかに事業体にとっての 義務は存在しない。

しかし、清算時の請求権にのみ焦点を当てる定義は、 ストラクチュアリングの機会を開くリスクを冒すと解さ

³⁵⁾ 例えば定額要求払預金は、その保有者により返還請求されるのみであり、活発な市場も存在しない。例えば、いつでも返還請求可能な通貨単位1の要求払賃金の公正価値が同じく通貨単位1であればこれは、償還可能な基本金融商品の定義を満たす (kampman and Schmidt, 前掲論文注29, 13ページ)。

³⁶⁾ Kampmann and Schmidt, 前掲論文注29, 13-14ページ。

³⁷⁾ 例えば真性でない(not genuine)ことのない条件付決済規定のみを例外とする、現金その他の資産で当該事業体に当該金融商品を売り戻す権利がこれに該当する(Kampmann and Schmidt, 前掲論文注29, 19ページ)。

³⁸⁾ Kampmann and Schmidt, 前掲論文注29, 19-21ページ。

³⁹⁾ IASB, Amendments to IAS32 Financial Instruments: Presentation and IAS1 Presentation of Financial Statements, Puttable Financial Instruments and Obligation Arising on Liquidation, 2008. パラグラフ BC13。

⁴⁰⁾ Kampmann and Schmidt, 前掲論文注29, 20ページ。

れる。その他の金融商品および契約は、事実上固定されている残余クラスの金融商品に関する請求権もたらす、 当該事業体の継続的な利益を取り込むという目的をもって構成されうる。これは、負債である固定された請求権の提供後に残るものに対する可変的な請求権である残余請求権の概念と一致しないと解される⁴¹⁾。

(2) 評価

IAS 第32号の見解に対しても、カムプマンおよびシュミットは目的適合性、信頼性および比較可能性の観点から評価している。

IAS 第32号の分類アプローチによる、情報の目的適合 性を減少させうる2つのケースが考えられる。1つめは、 売付可能なまたは償還可能な残余請求権を負債として分 類することである。つまり、当該事業体は残余がゼロで 請求権が存在しない場合、負債のカテゴリーは当該事業 体に義務付けると考えられる請求権を含むとともに、当 該事業体に不履行をもたらしうる。しかし、償還可能な 残余請求権は不履行不能であるため、売付可能金融商品 の修正は、IAS 第32号の原則と矛盾する結果となる。2 つめは、いわゆる経済的強制の問題である。保有者に対 する期間的な支払を任意に加速(step-up)し、当該事業 体によって償還可能で名目的に永続的な金融商品は、当 該事業体に対する明確な契約上の義務ではないため、 IAS 第32号の原則からすれば持分として分類される。し かし、当該事業体は事実上、取引の経済的状況により当 該金融商品を償還することが強制されるため、当該金融 商品の償還および決済は事実上確実であると解される。 これについては継続企業を前提として、当該事業体が常 に現在の義務と将来の義務を交換でき、決済を無期限に 延期することを理由に義務が存在しないと論じることが 妥当であるか否かが問題である。結果として、当該義務 が早晩増加し、それを決済する事業体の能力を上回るこ とにより、継続企業の前提に反する時点が存在すると解 される。

信頼性および比較可能性に関しては、IAS 第32号が金融負債および契約上の義務の定義に完全に依存していることを指摘している。ここでは金融商品の保有者が有す

る個別的な権利と集合的な権利を区別する必要がある。 すなわち、前者は発行事業体を義務付けるために請求権 を構成するのに対して、後者は発行事業体を義務付けな いために請求権を構成しない。しかし、個別的な請求権 と集合的な請求権との区別は実質優先原則により恣意性 を有すると解される⁴⁰。

4 損失吸収アプローチに関する検討

(1) 基本スタンス

損失吸収アプローチにおいては、事業体の視点から、 損失吸収に利用可能なリスク資本が持分として分類され る。ただし、すべての請求権の保有者は当該請求権が不 履行となるリスクを負担するため、その意味では、あら ゆる請求権が損失を吸収するとも解しうる。損失吸収ア プローチの適用対象は、FASBの予備的見解および IAS 第32号における見解と異なり、契約上の金融商品に限定 されない。したがって、概念フレームワークに加えて金 融商品の分類に関する追加的な基準が必要であるとして も、損失吸収アプローチは概念フレームワークレベルに おける、資産と負債の要素の定義を改訂する出発点とし て役立つと解される。これは基準レベルにおける、持分 金融商品と負債の定義の改訂についても同様である。

すでに述べたように、事業体の資本構造は多次元的であり、これを伝統的な貸借対照表の貸方二区分構造に移行するには、少なくとも1つの特徴を任意で選択しなければならない。ここで重要なのが、意思決定に有用な情報を提供する基準であり、リスク資本の提供者の立場から、投資者は最も包括的な情報要求を有する利用者グループとして認識される。リスク資本は損失に参加する、すなわちそのリターンが当該事業体のマイナスの業績とリンクされることによって、損失吸収資本は債権者にとってのバッファーを提供すると解される⁴³。

(2) 評価

カムプマンおよびシュミットは、損失吸収アプローチ についても信頼性に関して、特定の定義がそれぞれの請 求権によって満たされるという事実以外の情報を提供す るか否かについて論じている。

⁴¹⁾ Kampmann and Schmidt, 前掲論文注29, 21ページ。

⁴²⁾ Kampmann and Schmidt, 前掲論文注29, 21-23ページ。

⁴³⁾ Kampmann and Schmidt, 前掲論文注29, 23-24ページ。

すでに述べたように、経済的には事業体の資産に対するすべての請求権が、潜在的に損失を吸収すると解しうる。つまり、債権者の請求権はクレジット・デフォルトにより実質的に減少する可能性がある。しかし損失吸収アプローチにおいては、請求権の保有者が事業体の負担する損失の結果として、当該請求権が減少されることを受け入れる場合にのみ損失吸収が考慮される。当該事業体が損失を負担する場合に、当該請求権は減少されるのに対して、当該事業体は法律上もはや義務付けられない。この点で、損失吸収アプローチは IAS 第32号の義務に基づくアプローチと同様の結果を有すると解される。

以上の検討から、彼女らは次の2つを指摘する。1つ めは、事業体が損失を吸収する請求権に対して、決して 不履行にできないことである。当該事業体が固定額の現 金その他の資産を引き渡すことを義務付けられている場 合、または金融商品が固定額でその保有者により売付可 能である場合、それは決して損失を吸収する請求権とは なりえない。なぜならば、ここでいう固定されるとは、 当該事業体が損失を負担する結果として、当該義務が減 少されないことを意味するからである。これにより、損 失吸収アプローチは IAS 第32号における情報の不明瞭性 (blurring)を回避できる。 2 つめは、負債金融商品の諸 条件について、損失吸収の条項を追加することで、持分 に分類される損失吸収資本に転換されうるということで ある。ここでは、それによって当該金融商品の性格が変 化し、それを持分に分類することが意思決定に有用であ るか否かが問題である。これについては、損失吸収資本 のバッファー機能における情報が意思決定に有用である と解されるため、損失吸収の条項が追加されないその他 の債権者のポジションが、当該損失吸収条項の追加によ って変更するか否かが焦点となる。

そこで彼女らは、金融商品 A として100の普通株式および金融商品 B および C としてそれぞれ100の固定請求権、つまり合計300の資産に対する請求権を有する事業体を例に、次の2つのケースを説明している。

ケース1において、金融商品 B および C はともに損

失吸収条項を含まないと仮定する。この場合、150の損失が発生すると、このうち100の損失は金融商品 A が吸収する。残り50の損失は金融商品 B および C にそれぞれ25ずつ負担され、両者に属する請求権は、それぞれ100から75に減少する。したがって、金融商品 B および C の請求権は完全に履行されず、クレジット・デフォルトの状態となる。このとき金融商品 A は、100の損失まで金融商品 B および C の保有者である債権者を保護するバッファーとしての機能を有しており、損失吸収資本として持分に分類される。

対照的に、ケース 2 において、金融商品 B が損失吸収条項を含むと仮定する。この場合、150の損失が発生すると、このうち、100の損失はケース 1 と同様に金融商品 A が吸収する。残り50の損失は、損失吸収条項を有する金融商品 B がすべて吸収する。したがって、金融商品 B は金融商品 C の保有者である債権者を保護するバッファーとしての機能を有しており、その損失吸収部分は金融商品 A とともに損失吸収資本として持分に分類される。さらに、金融商品 C の請求権は完全に履行され、クレジット・デフォルトは発生しない。

以上により、損失吸収アプローチにおいて金融商品の性質は、損失吸収条項が追加されることによって変化すると解される。その一方で、損失吸収条項が追加されない金融商品の分類は変化しないものの、当該条項の追加によって、より債権者は保護されると解される。ただし、当該金融商品の性質が変化しないにもかかわらず、分類が異なる場合には、信頼性および比較可能性の観点から適切ではないと解しうる⁴⁰。

5 所有主の視点と事業体の視点

カムプマンおよびシュミットは、財務諸表の表示における所有主の視点と事業体の視点についても触れている。これについて、彼女らは FASB および IASB の概念フレームワークと持分金融商品の発行および引渡義務との関連で述べている。FASB および IASB の概念フレームワークは、所有主の視点と事業体の視点のいずれが、財務

⁴⁴⁾ Kampmann and Schmidt, 前掲論文注29, 24-26ページ。また、損失吸収金融商品が売り付けられた場合、債権者に対して与えられるバッファー機能が消滅する先渡契約を売渡すことができる。これは、損失吸収金融商品の期間または満期に対する重要性を加える。PAAinEのディスカッション・ペーパーはこの視点を集中的に議論し、あらゆる請求権の期間/満期は、財務諸表において開示されなければならない、意思決定に有用な情報であることを提唱する(Kampmann and Schmidt, 前掲論文注29, 26ページPAAinE, 前掲資料注 2, パラグラフ 4.23-4.24)。

諸表の表示を決定すべきであるかついて明確に言及していない。これは、新たな持分金融商品の発行および引渡 義務の分類問題にとって重要であると解される。

一方で所有主の視点によれば、財務諸表は事業体における所有主の持分およびその変動である財政状態を描写すると解される。新たな持分金融商品の発行および引渡は、いわゆる希薄化効果を有し、それは現在の投資者から、新たに発行された持分金融商品の保有者に富が移転する結果となる。つまり、新たな投資者または潜在的投資者の利得は現在の投資者の費用であって、当該事業体の費用ではない。したがって、当該事業体にとって新たな持分金融商品の発行義務および引渡義務は負債であると解される。

他方で事業体の視点によれば、財務諸表は事業体の財政状態およびその変動を描写すると解される。新たに発行された持分金融商品を引渡すことは、当該事業体の資源が減少することではない。新たな持分金融商品は、将来の利益に対して希薄化効果を有する可能性がある。しかし、それは希薄化した持分金融商品の現在の保有者の財政状態と関連するのであって、当該事業体の財政状態には関連しない。それゆえ、事業体にとって新たな持分金融商品の発行義務および引渡義務は負債ではない。ただし、彼女らは、当該金融商品が同時に持分でもないことに留意する必要があると述べている⁴⁹。

6 カムプマンおよびシュミットの見解の特徴

以上において、カムプマンおよびシュミットの見解の 特徴を要約すれば以下の通りである。

第1に、彼女らはFASBの予備的見解における基本所有アプローチと概念フレームワークとの間で、持分の定義が矛盾する点を指摘する。前者における持分は、事業体の資産に対する最劣後の残余請求権であるのに対して、後者におけるそれは、資産から負債を控除した残余である。両者ともに残余を持分の構成要素としている点で共通する一方で、前者は残余請求権を独立して認識し、後者は残余を負債に依存して認識する。しかし、残余それ自体が全体集合に対する補集合という性格上、持分を独立して認識するのは論理的に矛盾すると解される。

第2に、彼女らは IAS 第32号において、自己持分金融

商品の発行義務に関する、いわゆる固定対固定の契約の 保有者の財政状態と、持分金融商品の保有者の財政状態 との類似性を指摘している。これは、財務諸表の表示に おける所有主の視点および事業体の視点に関する議論と も関係する。

第3に、売付可能金融商品における持分への分類については、IAS 第32号における原則の例外として機能するとともに、清算時の請求権のみに焦点を当てている。しかし、これについて彼女らは、ストラクチュアリングの機会を開くリスクを冒すとともに、可変的な請求権である残余請求権とも矛盾すると指摘する。これは、清算時の請求権に着目する点において、FASB の予備的見解における基本所有アプローチに対しても、同様の問題を指摘できると考えられる。

第4に、FASBの予備的見解における基本所有アプローチは、基本所有金融商品の劣後性と償還可能な金融商品との関係が不明確であると解される。特に、一方で償還可能であり、他方で償還不能である2種類の基本所有金融商品において、彼女らは、両者が企業清算時に当該金融商品に対する請求権の弁済順位おいて、同じ優先権を有することを指摘する。つまり、企業継続時に両者の基本所有金融商品に対する請求権の弁済順位が異なっていても、結果的に企業清算時における両者のそれが同じとなると解するのである。したがって、一方で継続企業を前提にすれば、弁済順位の相違に着目して、償還不能な基本金融商品のみが持分に分類される。他方で企業の清算を前提にすれば、同じ弁済順位に着目して、償還の可否に関係なく基本所有金融商品が持分に分類されると解される。

第5に、FASBの予備的見解における基本所有アプローチ、IAS 第32号におけるアプローチおよび損失吸収アプローチにおいては、その範囲は異なるものの、持分の構成要素を消極的に位置づけない点で類似していると解される。ただし、前二者はこれまでの伝統的な持分の定義を維持しながら、特定の金融商品を持分に分類適用している。これに対して後者は、伝統的な負債・持分の定義を前提とせず、損失吸収資本を持分として分類する。またその範囲が契約上の金融商品に限定されない。さらに、負債金融商品に損失吸収の条件を追加することによ

⁴⁵⁾ Kampmann and Schmidt, 前掲論文注24, 31-32ページ。

り、持分として分類される場合がある。事業体の損失吸収資本の総額における情報は、特定の請求権が特定のアプローチによる定義を満たすといった情報以外に、会計情報の利用者にとって意思決定に有用な情報を提供すると解しうる。それは、損失を吸収しない請求権である負債が、不履行になる前に、当該事業体が負う可能性がある損失を、損失吸収資本の総額が示すからである。これに加えて、損失吸収資本は債権者にとってのバッファーを提供する。したがって、損失吸収アプローチは当該事業体の信用リスクの評価において、資本提供者に資すると解される。

第6に、財務諸表の表示に関する所有主の視点と事業体の視点において、FASBおよびIASBの概念フレームワークでは特に言及されていない。しかし、いずれの視点を重視するかによって事業体の財務諸表の表示が異なる。具体的には、事業体における新たな持分金融商品の発行義務および引渡義務において、所有主の視点では負債に分類されるのに対して、事業体の視点では負債に分類されない。ただし、後者では持分にも分類されないことに留意する必要がある。

Ⅳ カムプマンの所説における資本区分

1 貸借対照表の資本構造における区分問題

ドイツにおいても、商法上、自己資本(Eigenkapital) は会社の所有主に帰属する純財産同等物とみなされ、基 本的に総財産と他人資本である負債との差額として算定 される(商法第246条第1項)。貸借対照表作成の明白な基本方程式は、残高としての企業の自己資本を決定することであるが、実際、自己資本概念および負債概念は明確に述べられていない。さらに、その区分が近年の金融商品形態において、ますます複雑になっている。

カムプマンの考え方によれば、自己資本と他人資本という伝統的な資本二区分は、貸借対照表の貸方における、さまざまな区分の可能性の1つに過ぎないことが明らかとなる。つまり、企業における経験上の資本構造は多次元的であり、貸借対照表の表示に関して、その実質的諸関係の写像の伝達が要求される。その上で、ハイブリッドな金融商品は、自己資本と他人資本の境界を一層不明確にすると解されるもの。したがって、いわゆる純財産会計(Reinvermögensbilanzierung)を前提とした貸方二区分では、貸借対照表における適切な表示が困難となる可能性がある。つまり、経験上の資本構造が多次元的であることが保持され、その結果、最上位の段階で単に自己資本と他人資本を区別する貸借対照表の貸方二区分構造は、経験上の構造を適切に写像するとただちに認めることはできないと解される。

彼女はさらに、この問題に対する FASB および IASB の見解が、自己資本および他人資本の伝統的な二区分の考え方に影響を受けていると解する。しかし、これでは金融商品を中心として、企業の経済的実質を貸借対照表へ適切に表示することが不可能になりうると指摘する。以下では、自己資本および他人資本の定義に関するこれまでの見解の内容および問題点を整理し、貸借対照表の

⁴⁶⁾ ハイブリッドな金融商品の種類には以下のようなものがある(Kampmann, Helga, Die Kapitalstruktur der Unternehmung in der handelsrechtlichen Rechnungslegung: Ökonomische Theorie des Bilanzrechts und Prinzipien der Bilanzierung einfacher und hybrider Kapitalformen, Bielefeld, 2001年, 120-122ページ)。

⁽¹⁾ 企業清算時に自己資本の性質を有する他人資本

このような金融商品は、一方で企業継続時において典型的な他人資本として分類され、他方で企業清算時において典型的な自己資本の本質的な性質を有する。これは、無条件の支払請求権の弁済後に用いられるためであり、企業清算時の劣後性に着目した項目である。自己資本を補填する出資者貸付金(eigenkapitalersetzende Gesellschafterdarlehen)、劣後債権(Rangrücktrittsdarlehen)などがこれに該当する。

⁽²⁾ 構造上ハイブリッドな金融商品

これは、自己資本および他人資本のメルクマールが混在しており、自己資本または他人資本として明確に分類することが不可能な金融商品である。特定の優先株(Vorzugsaktien)、享益権(Genußrecht)、匿名出資(stille Beteiligungen)および業績連動債(Gewinnschuldverschreibungen)などがこれに該当する。

⁽³⁾ 転換社債およびワラント債

周知の通り、転換社債およびワラント債については、発行後に株式へ転換する権利または株式を引き受ける権利が付されている。これらもハイブリッドな金融商品の一種である。転換社債における他人資本から自己資本への転換、またはワラント債における新株式の引受は、当該社債権者の意思決定に左右される。さらに、転換社債またはワラント債に対して支払われるプレミアムは、一般的に自己資本持分と解されている。

貸方において、企業の経済的実質を適切に示しうる代替 案が検討されている⁴⁷。

彼女は、自己資本と他人資本の区分に関する議論の主な要因が、特定の金融商品の貸借対照表における認識であると解する。これは、貸借対照表の貸方を単純に自己資本と他人資本の二区分とすることが問題であることを示唆している。つまり、特定の金融商品はもはや貸借対照表上の二区分シェーマ(dichotome bilanzielle Schema)に組み込むべきものでなく、それは写像すべき事実関係の段階(abzubildenden Sachverhalte)に対する変化を示すものである。さらに、二元的な写像シェーマ(zweiwertige Abbildungsschema)が今後も適切であり、実際の諸構造が目的に適った描写となることは自明でない4%。

理念的な自己資本(idealtypisches Eigenkapital)は、企業の所有者が無期限で自由に利用可能であり、支払不能時(Insolvenzfall)において責任を負い、損益を全面的に引き受ける。自己資本は、潜在的に損失の受け皿(Verlustauffang)と考えられる。つまり、自己資本の変動は基本的に企業の成果を反映する。これに対して、理念的な他人資本(idealtypisches Fremdkapital)は、第三者から期限付きで拠出されるとともに、払戻請求権および資本報酬額は固定されている。しかし、自己資本および他人資本の定義は派生的に決定される。例えば、一方で自己資本に典型的な利益参加または損失負担を前提として、他方で他人資本に典型的な期限付きの資本拠出となる出資者貸付金などが生じる場合がある。つまり、特定の資本持分の分類問題は、個々のメルクマールに応じて示される。

また、特定の享益権資本(Genußrechtskapital)のように、明らかに区分不可能な資本形態は、自己資本と他人資本との間の特別項目(Sonderposten)として示される場合もあれば、自己資本の範囲内で別個に表示される場合もある。貸借対照表の作成において自己資本に対す

る特定の要求は、本質的に支払不能時における劣後性 (Nachrangigkeit im Insolvenzfall)、成果依存的な報酬および完全な損失負担(erfolgsabhängige Vergütung und volle Verlustteilnahme)ならびに長期間の資本拠出 (längefristige Kapitalüberlassung)という見解が示されている⁴⁹。

2 企業財産に対する支払請求権としての資本区分

カムプマンは、資本を企業財産に対する支払請求権の 総額として解するとともに、貸借対照表上の資本を当該 請求権の部分的な写像として解することは有効であると している。企業財産は客観性により、伝統的な貸借対照 表の借方に完全に示されない。つまり、その範囲はその つどの計上規定および評価規定によって決定される。ま た、当該請求権の一部は固定額の請求権として、もしく は残余請求権として定義され、その他のさまざまなメル クマールによって特徴づけられている。したがって、こ れは内部資金調達または外部資金調達のいずれの事象か ら生じるのかによって、金融商品の分類に関してではな く、資本の分類に関して考察すべきである。これは、分 類に関して構成すべき区分が自己資本および他人資本で あることを、はじめから出発点とすべきでないと解され る。むしろ、どのメルクマールが異なる支払請求権を示 し、どのように当該支払請求権がそこから明らかになり、 会計における多次元的な構造が示されるのかが一般的に 問題であると解される。そこで彼女は、財産および資本 の全体と、このうち貸借対照表に記載される部分を示し た、以下の【図表5】を提示している。

貸借対照表において表示される資本を、支払請求権の 全体として解するならば、それは総財産に対立し、資本 の区分基準の適用は、相互にさまざまな支払請求権の区 分をもたらす⁵⁰⁾。この区分基準は、一方で、貸借対照表 の作成に対してほとんど依存せずに、つまり実態の局

⁴⁷⁾ Kampmann Helga, Zur aktuellen Diskussion um die Abgrenzung von Eigenkapital und Fremdkapital in der internationalen Rechnungslegung: Abkehr von der dichotomen Kapitalgliederung als Lösungsqansatz? KoR 4, 2007年, 185ページ。

⁴⁸⁾ Kampmann, 前掲論文注47, 186ページ。

⁴⁹⁾ Kampmann, 前掲論文注47, 188ページ。なお、自己資本に対する特定の要求については、以下を参照。S. Thiele, *Das Eigenkapital im handelsrechtlichen Jahresabschluß*, Düsseldorf, 1998。

⁵⁰⁾ この状況において、デリバティブに基づく請求権は通常、資本概念に属しないことが明らかとなる。IFRS の金融商品に関する 公正価値会計は、あらかじめ貸借対照表に対して作用的でない特定の未決取引が、貸借対照表に計上されなければならないこと を必然的に伴う。しかし、例えば企業の株式購入選択権は、当該企業の財産に対する支払請求権を有していないと考えられる (Kampmann, 前掲論文注47, 187ページ)。

[四次 3] 別注例にひ女前に切り 2別注切る 0 資本			
財政	董	資本	
資産化されない財産価値 および自己創設のれん			残余請求権
資産化される財産価値	貸借対照表上の財産	貸借対照表上の資本	固定額の請求権

【図表5】財産測定の要約における財産および資本

出典: Kampmann, Helga, Zur aktuellen Diskussion um die Abgrenzung von Eigenkapital und Fremdkapital in der internationalen Rechnungslegung: Abkehr von der dichotomen Kapitalgliederung als Lösungsqansatz? KoR 4, 2007年, 187ページ。

面に基づいて、存在する区分のメルクマールを考慮することで獲得される。これは、写像に指向した区分基準 (abbildungsorientierten Gliederungskriterien)として表示されるべきであり、例えばすべての支払請求権は、その都度の資本拠出の期間(Dauer der Kapitalüberlassung)によって区分されうる。他方で、区分基準は貸借対照表の作成に関する特定の目的をその基礎とする。これは、規定に指向した区分基準(regelungsorientierten Gliederungskriterien)という見解が述べられ、例えば準備金の配当不能部分(ausschüttungsgesperrte Teile der Rücklagen)がそのまま表示されうる。

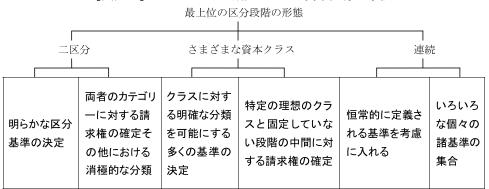
貸借対照表の作成は、基本的に実態の写像と解するべきであるため、支払請求権を構成する資本構造が示され、それは経験上の構造を適切に反映する。したがって、写像に指向する区分基準を優先的に考慮に入れるべきである。今や、貸借対照表上の資本区分の第1段階に基づく自己資本と他人資本における伝統的な分類が、どの程度

まで写像に指向するものとして見なされうるのかが問題である。なぜならば、資本形態の経験上の多様性が、その二区分をもはや直接的に表示しないからである⁵¹。

3 カムプマンの所説における資本区分の内容

自己資本と他人資本を正確に区分するためには、次の3つの方法が考えられる。1つめは、オリジナルの基準を満たすことを通じて、厳密に両者を区分する方法である。2つめは、累積的に満たすべき自己資本または他人資本に対する、特定のオリジナルの基準を設定する方法である。3つめは、連続する資本形態に基礎を置く方法である。これは、厳密に区分をもはや意味しないと解される。それらを示したのが【図表6】であり、実際の可能性から考えられる資本区分案が【図表7】である520。

【図表7】においてタイプIの資本区分は、厳密な基準 の確定によって、直接的に自己資本および他人資本が分 類されうるという、理念的な考え方に合致する。つまり、



【図表6】カムプマンの所説における資本区分の手法

⁵¹⁾ Kampmann, 前掲論文注47, 188ページ。

⁵²⁾ Kampmann, 前掲論文注47, 189ページ。

【凶衣/】 ガムノマンが別説におりる貝本色ガ来					
	自己資本および他人資本		也人資本	自己資本および他人資本	
	の科目の表示あり		科目の表示なし		
	二回	二区分 三		区分	請求権の順位
厳密な 1 つのメルクマールによる	т		Ша	Шρ	77
直接的な区分(または順位形成)	1		ша	шь	v
累積的な定義および消極的な区分	Πa	Πb	IV		

【図表7】 カムプマンの所説における資本区分案

出典: Kampmann, Helga, Zur aktuellen Diskussion um die Abgrenzung von Eigenkapital und Fremdkapital in der internationalen Rechnungslegung: Abkehr von der dichotomen Kapitalgliederung als Lösungsqansatz? KoR 4, 2007年, 189ページ。

貸借対照表の貸方は自己資本と他人資本の二区分であり、 それぞれが唯一のメルクマールによって直接的に分類される。しかし、この考え方は基準における派生的な特徴を全く考慮しないため、実際には適用することは困難であると解される。

これに対して、自己資本および他人資本の二区分表示が維持されるべきであるならば、むしろタイプ II a またはタイプ II b の区分が考えられる。これらの区分は、自己資本または他人資本の一方が累積的な定義によって直接的に分類され、他方が消極的な区分、つまり残余として定義される。タイプ II a は、他人資本を直接的に定義するとともに、自己資本を残余として消極的に定義するとともに、自己資本を残余として消極的に定義するとの状態がすべて自己資本として分類される結果となる。タイプ II b は、自己資本を直接的に定義するとともに、他人資本を残余として消極的に定義するため、伝統的な資本二区分の基準とは異なると解される。

タイプIVの区分は、自己資本および他人資本が累積的な定義によって直接的に分類されるのに対して、それらに分類されないものについては、資本持分に関する第三区分(dritte Klasse von Kapitalanteilen)に分類される。

タイプVの区分は、自己資本および他人資本の区分が示されないという点で、伝統的な二区分構造と異なる。これは集積されない資本構造の表示(disaggregierten Darstellung der Kapitalstruktur)に関する構成要素である。例えば、責任の順序(Haftungsrang)のようなオリジナルの基準に応じて生じる、順位におけるすべての資本が表示される。しかし、集積されない資本区分の本質的

な欠点として、費用と収益の帰属、資本結合および金融 商品に関する一連の評価に対する新たな規定が、公正価 値に関して認められなければならないと解される。

タイプ I およびタイプ Vが、資本区分の形態における 両極を成すと解しうるのに対して、タイプ III a およびタイプ III b における資本区分の形態は、これらの中間に位置していると解される。例えば、オリジナルの基準を支払不能時における計画的な責任(planmäßige Haftung im Insolvenzfall)に基礎を置く順位とすれば、タイプ III a は 厳密な自己資本および他人資本の区分に加えて、責任を有しない計画的な資本 (planmäßig nicht haftenden Kapital)を含む、状況的にハイブリッドな資本 (situativ hybride Kapital)の区分が表示される。これに対して、タイプ III b は計画的な常時責任優先資本 (planmäßig stets vorrangig haftendes Kapital)、計画的な常時責任を有しない資本 (planmäßig stets nicht haftendes Kapital) および支払不能時に責任優先資本に応じて考慮に入れられる、状況的にハイブリッドな資本の三区分が表示される 530。

これらの区分の一部における具体例を簡単に示したのが【図表8】である。ドイツ商法は、形式的な自己資本以外で、本質的にはタイプ II bの考え方の資本形態を顧慮して導かれる。すなわち、自己資本に対する累積的に満たされるべき要求が明確化される。また、貸借対照表の貸方区分に関する一般的な議論において、多区分が厳密に認められていない。これに対して、銀行および保険会社に対する特別な複数の区分シェーマにおいて、たしかに自己資本と他人資本との間に、2つの別個の項目が特定のハイブリッドな資本に対して予定されている。つまり、中間のクラスの下位区分を伴うタイプ IV が認めら

^{53),54)} Kampmann, 前掲論文注47, 189-190ページ。

【凶衣8】ガムノマンの所説にありる負本区分条の具体例			
タイプ Ⅱ b :	タイプⅣ:	タイプⅢb:	
例えばドイツ商法	例えば銀行/保険会社	議案	
—自己資本	—自己資本	計画的な責任優先	
		資本	
—他人資本	—享益権	—計画的な責任劣後	
		資本	
	—劣後債務	―計画的な無条件に	
		償還可能な資本	
	—残余債務		

【図表8】カムプマンの所説における資本区分案の具体例

出典: Kampmann, Helga, Zur aktuellen Diskussion um die Abgrenzung von Eigenkapital und Fremdkapital in der internationalen Rechnungslegung: Abkehr von der dichotomen Kapitalgliederung als Lösungsqansatz? KoR 4,2007年,189ページ。

れうる点で、基本的に貸方四区分が存在する。それゆえ、カムプマンはその他の領域に対しても、場合によっては 共通の基礎として、資本会計に対する多区分案を考察す ることは著しく不適切ではないと指摘している⁵⁴。

4 カムプマンの所説における資本区分の特徴

以上、カムプマンの所説における資本区分の特徴を要 約すると以下の通りである。

第1に、貸借対照表の貸方における自己資本および他 人資本の二区分が、ドイツ商法によっても、IFRS および US-GAAP によっても基本的に支持される。しかし、 金融商品を中心に自己資本と他人資本の境界がますます 不明確となっている。これにより、企業の経済的実態が 変化しているにもかかわらず、それへの対応が必ずしも 十分ではないと考えられる。

第2に、特定の資本形態の区分における重要な問題に 対する原因は、自己資本概念の派生的な特徴にあると解 される。自己資本が示されるかどうかは通常、さまざま なオリジナルのメルクマールに基づいて決定される。理 念的なメルクマールの組み合わせの解明の点から、派生 的な特定の基準は、もはや明確な区分をもたらすことが できないと解される。

第3に、この議論における資本二区分案は通常、累積 的な自己資本の定義に基づいており、それはこれまでの 自己資本の定義と異なると解される。

第4に、多次元的な経験上の資本構造は、集積されな

い資本区分によって適切に写像すべきであると考えられる。その際、貸借対照表において本質的なオリジナルの 基準により、資本の順位が示されると解される。

第5に、カムプマンは [図表6] および [図表7] に示されているように、自己資本と他人資本を正確に区分するための方法を、いくつか提示している。一方で [図表7] におけるタイプ III a、およびタイプ IV の資本区分案は、自己資本と他人資本の区分を基本的に維持しながら、これら以外の第三区分の分類が考慮されている。他方で、タイプ III b の資本区分案は、自己資本および他人資本という区分シェーアを示さず、責任の順序という新たな視点に着目して、貸借対照表の貸方区分を検討している。

第6に、ドイツ商法において貸借対照表の貸方は自己 資本および他人資本の二区分が原則である。しかし、銀 行や保険会社といった金融機関においては、自己資本お よび他人資本の二区分以外の区分が考えられる⁵⁰。

V むすび

最後にこれまで、考察した内容をまとめると、以下の 通りである。

第1に、FASB および IASB の概念フレームワークに おいて、事業体に関する公正な表示または真実かつ公正 な外観を財務諸表で示すことに、意思決定有用性が確保 されると解される。真実な経験上の資本構造は、貸借対

⁵⁵⁾ また、ドイツ商法上、第266条第5項および第6項において、株式会社に対して、資本の下位区分を考慮する規定がある。

照表によって示されるべきである。これに対して、FASB および IASB の見解は伝統的な貸方二区分構造を維持している。

第2に、EFRAGのPAAinEの見解において、現在のIASBの概念フレームワークとIAS第32号の考え方が矛盾すると解される。特に自己持分金融商品の発行義務、売付可能金融商品における分類ならびに、いわゆる経済的強制ケースなどがその典型である。これについてカムプマンおよびシュミットの見解は、IAS第32号において、自己持分金融商品の発行義務に関する、いわゆる固定対固定の契約について、持分に分類する当該契約の保有者の財政状態と、持分金融商品の保有者の財政状態との類似性を指摘している。また、売付可能金融商品におけるIAS第32号の見解に対して、彼女らはストラクチュアリングの可能性および、可変的な請求権である残余請求権との矛盾を指摘する。

第3に、FASB の予備的見解における基本所有アプロ ーチに対して、カムプマンおよびシュミットは目的適合 性、信頼性および比較可能性の観点から検討している。 目的適合性に関して、あらゆる資本提供者にとって適切 な情報は、当該請求権を履行するのに利用可能な資産額 および当該資本提供者の請求権に対するその他の請求権 である。信頼性に関して、清算時にのみ請求権に焦点を 当てることは、いわゆるストラクチュアリングの機会を 生じる。さらに、一般的に負債と認められる多くの金融 商品が、償還可能な基本金融商品として分類される場合 がある。比較可能性に関して、最劣後のクラスの金融商 品に焦点を当てることは、その他の金融商品の存在によ って、同一の金融商品が異なって分類される可能性を示 している。彼女らは、FASB における基本所有アプロー チと概念フレームワークとの間で、持分の定義が矛盾す る点を指摘する。両者ともに残余を持分の要素としてい る点で共通する一方で、前者は残余請求権を独立して認 識し、後者は残余を負債に依存して認識する。しかし、 残余それ自体が全体集合に対する補集合という性格上、 持分を独立して認識するのは論理的に矛盾すると解され る。

第4に、IASBの概念フレームワークおよび IAS 第32 号における問題に対して、PAAinE の見解およびカムプマン・シュミットの見解において損失吸収アプローチが提起されている。損失吸収資本に対する請求権は、当該

事業体が損失を負担する場合に減少するため、当該事業 体は損失を吸収する請求権に対して不履行とすることは できない。それゆえ、損失吸収資本はすべての債権者に とってバッファーを提供する。これは、現在の負債の定 義または IAS 32と完全に一致しない場合がある。この情 報は、当該事業体の信用度の質を評価する債権者にとっ て意思決定に有用である。ただし、すべての請求権の保 有者は、当該請求権が不履行となるリスクを負担するた め、その意味では、あらゆる請求権が損失を吸収すると も解しうる。損失吸収アプローチの適用対象は、FASB の予備的見解における基本所有アプローチおよび IAS 第 32号における見解と異なり、契約上の金融商品に限定さ れない。その一方で、基本所有アプローチ、IAS 第32号 および損失吸収アプローチにおいては、その範囲は異な るものの、持分を消極的に定義しない点で類似している と解される。ただし、前二者はこれまでの残余としての 持分の定義を維持しながら、特定の金融商品を持分に分 類している。これに対して損失吸収アプローチは、特定 の請求権が特定のアプローチによる定義を満たすといっ た情報以外に、会計情報の利用者にとって意思決定に有 用な情報を提供すると解しうる。それは、損失を吸収し ない請求権である負債が不履行になる前に、当該事業体 が負担する可能性がある損失を損失吸収資本の総額が示 すからである。損失吸収資本が債権者にとってのバッフ ァーを提供するため、損失吸収アプローチは当該事業体 の信用リスクの評価において資本提供者に資すると解さ

第5に、負債・持分の区分に関連して、財務諸表の表示における事業体の視点と所有主の視点が考慮される。ただし、これについて FASB および IASB の概念フレームワークでは特に言及されていない。自己持分金融商品を発行する事業体の義務について、前者の視点から当該義務は負債を構成しない。これに対して、後者の視点から、当該義務は負債を構成すると解される。PAAinE は事業体の視点により、受領された資本の特徴に基づいて持分から負債を区別するため、意思決定に有用な情報を提供すると解される。これに対して、所有主の視点は、資本の特定の特徴に基づく区別と明らかに矛盾していると解される。これに対しては、いわゆる階層アプローチが提起され、資本の他の源泉を考慮に入れるために、表示目的から負債の下位分類が考えられる。これは、損失

吸収アプローチに基づく事業体の視点と所有主の視点と の統合とも解される。つまり、損失吸収資本の総額は識 別可能であるが、所有主の視点に一致する追加的な情報 は、この資本の下位分類によって提供される。

第6に、貸借対照表の貸方における自己資本および他人資本二区分がドイツ商法によっても、IFRS およびUS-GAAPによっても基本的に支持される。しかし、金融商品を中心に自己資本と他人資本の境界がますます不明確となっている。これにより、企業の経済的実態が変化しているにもかかわらず、それへの対応が必ずしも十分ではないと考えられる。これに対してカムプマンの考え方によれば、自己資本と他人資本という伝統的な二区分は、貸借対照表の貸方における1つの区分方法に過ぎない。その上で、いわゆるハイブリッドな金融商品は、必ずしも自己資本と他人資本の二区分に限定されないと解される。特に責任の順序による貸借対照表の貸方区分は検討に値する。多次元的な経験上の資本構造は、集積されない資本区分によって適切に写像すべきであると考えられる。

このように、欧州における負債・持分の区分問題は、 伝統的な考え方を踏襲する議論がある一方で、そのよう な考え方に限定しない、貸借対照表の貸方全体に対する アプローチが展開されていると解することができる。

〈参考文献〉

- EFRAG, PAAinE, Discussion Paper, Distinguishing Between Liabilities and Equity, 2008.
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements*, 1985. (平松一夫、広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』(改訂新版)、中央経済社、1994年。)
- FASB, Discussion Memorandum No.94, Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both, 1990.
- FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.150, Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity, 2003.
- FASB, Milestone Draft, Proposed Classification for Single-Component Financial Instruments and Certain Other Instruments, 2005.

- FASB, Preliminary Views, Financial Instruments with Characteristics of Equity, 2007.
- International Accounting Standards Board, Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, 2001.
- I A S B, IAS32 Financial Instruments: *Disclosure and Presentation*, 2003.
- IASB, Amendments to IAS32 Financial Instruments: Presentation and IAS1 Presentation of Financial Statements, Puttable Financial Instruments and Obligation Arising on Liquidation, 2008.
- Kampmann, Helga and Schmidt, Martin, Distinguishing Between Equity and Liabilities-A View on FASB's and IASB's Approaches and an Introduction of the Loss Absorption Approach (August 19, 2008). Available at SSRN: http://ssm.com/abstract=1238071°.
- Kampmann, Helga, Die Kapitalstruktur der Unternehmung in der handelsrechtlichen Rechnungslegung: Ökonomische Theorie des Bilanzrechts und Prinzipien der Bilanzierung einfacher und hybrider Kapitalformen, Bielefeld, 2001.
- Kampmann, Helga, Zur aktuellen Diskussion um die Abgrenzung von Eigenkapital und Fremdkapital in der internationalen Rechnungslegung: Abkehr von der dichotomen Kapitalgliederung als Lösungsqansatz? KoR 4, 2007年.
- Thiele, Stefan, Das Eigenkapital im handelsrechelichen Jahvesabschluβ, Düsseldorf, 1998.
- 青木隆「負債・資本区分に関する動向と課題」『會計』 2006年3月号
- 青木隆「金融商品に関する負債・持分の区分」『会計学研究』(日本大学) 2008年3月号
- 青木隆「金融商品をめぐる負債・持分の区分— FASB と IASB の比較検討」『会計論叢』(明治大学) 2010年 3 月、pp. 75-95
- 秋坂朝則「資本会計の現状と課題」『会計・監査ジャーナル』 2008年6月号
- 秋坂朝則「会計上の負債と払込資本の区分をめぐる国際的な動向とわが国への適用可能性について」『金融研究』(日本銀行金融研究所)2009年3月号
- 五十嵐邦正著『資本会計制度論』森山書店、2008年 池田幸典「負債・持分の区分の規準の諸相」『高崎経済大

学論集』2006年3月号

- 池田幸典「負債と資本の区分」石川鉄郎・北村敬子編著 『資本会計の課題―純資産の部の導入と会計処理をめぐ って』中央経済社、2008年、pp. 25-45
- 池田幸典「金融商品会計における負債と持分の区分基準の変容 IASB と FASB の共同プロジェクト「持分の性質を有する金融商品」を中心に——」『産業経理』Vol. 70、No. 1、2010年 4 月、pp. 63-72
- 今福愛志・田中建二「負債と資本の区分再考」『企業会 計』2001年9月号
- 大杉謙一「負債・資本の新区分と会社法」『金融研究』 2009年4月号
- 椛田龍三「負債と資本の区分の会計問題」『會計』2003 年2月号
- 株田龍三「米国における資本会計の変容と委託責任目的」 『産業経理』Vol. 70、No. 3、2010年10月、pp. 35-48 川村義則「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』
- 川村義則「負債と貨本の区分問題の諸相」「金融研究」 2004年6月号
- 川村義則「企業会計上の資本概念の再考」『金融研究』 2010年2月号

- 古賀智敏「売建プット・オプションと負債・資本の区分」 古賀智敏編著『ファイナンス型会計の探求』中央経済 社、2003年、pp.87-97
- 田中建二著『金融商品会計』新世社、2007年
- 徳賀芳弘「負債と資本の区分―代替的アプローチの考察」 『企業会計』2003年7月号
- 野口晃弘著『条件付新株発行の会計』白桃書房、2004年。 野口晃弘、二村雅子「トラッキング・ストックと非支配 持分一負債と資本の区別に関する個別上と連結上の議 論における接点」『産業経理』Vol. 70、No. 4、pp. 54-60
- 福島隆・吉岡佐和「企業会計上の資本概念の再構築に向けた一考察 ——関連領域における資本概念を踏まえた 試論——」『金融研究』2010年2月号
- 村田英治「会計等式の意義」『會計』2009年9月号 山田純平「米国と欧州における負債・持分識別問題の動 向とその問題点」『産業経理』2008年7月号
- 山田純平「負債・持分識別問題の新展開と資本会計」『會 計』2009年3月号